



子育て世帯生活支援特別給付金の申請は済んでいますか

令和5年5月以降に、子育て世帯生活支援特別給付金の給付を受けていない人は、期限までに申請してください。この給付は1回限りのため、既に受給した人（大野城市以外で受給した人を含む）は申請できません。

ひとり親世帯分



●対象者 ひとり親で、次のいずれかに当てはまる人

◇公的年金などの受給により令和5年3月分の児童扶養手当が全額支給停止となり、年収（令和3年中の養育費、給与、年金などの合計額）が扶養者数（対象児童数ではなく所得税法上の扶養親族数）ごとの収入基準または所得基準未満である

◇家計が急変し、年間収入見込額（令和5年1月以降の1カ月分の収入および養育費を12倍した額）が、児童扶養手当の対象となる水準に下がり、扶養者数ごとの収入基準または所得基準未満である

ひとり親世帯以外分



※同居家族がいる場合は、その人の収入（所得）も審査の対象となります。

※扶養者数ごとの収入基準などは、市ホームページで確認してください。

※申請不要の人（令和5年3月分の児童扶養手当受給者）へは、給付済みです。

●対象者 ひとり親世帯以外で、次のいずれかに当てはまる人

◇令和5年度分の住民税均等割が非課税世帯

◇家計が急変し、年間収入見込額（令和5年1月以降の1カ月分の収入を12倍した額）が住民税均等割非課税の水準まで下がった世帯

※住民税均等割非課税の水準は、市ホームページを確認してください。

※申請不要の人（令和4年度給付金支給世帯）へは、給付済みです。

共通項目

●給付額 児童（令和5年3月31日時点）で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）1人につき5万円

●申請方法 申請書（申請先で配布または市ホームページからダウンロード）に必要な書類を添付して、直接提出または送付

※必要な添付書類は、市ホームページを確認してください。

●申請期限 2月29日（木）

●申請と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当
☎（580）1862



第3回 家庭教育合同講演会

昨年度、大好評だった熊丸さんを講師に迎えます。熊丸さんの講演は、子育てで悩んでいる皆さんの背中を「子育てでイライラするのは順調ですよ。」と優しく押ししてくれます。また、子どもたちの成長に関わる地域の大人として、大切なことやできることは何かを見つける機会にきつくなると思います。

●日時 2月8日（木）午前10時～正午（受付 午前9時半～）

●会場 まどかぴあ 多目的ホール

●演題 イライラ順調 うちの子、最高!!

●講師 熊丸みつ子さん（家庭教育専門家・子育てアドバイザー）

●定員 200人程度

●託児 生後3カ月～就学前の子ども（要予約・先着順）

●託児の申込期間

1月16日（火）～31日（水）

●託児の予約と問い合わせ先

教育振興課共育推進担当

☎（580）1911